**大阪府情報公開条例及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例の改正について**

　大阪府では、大阪府情報公開条例及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく、公開決定等に対する審査請求について、当該請求の審査を行う大阪府情報公開審査会又は大阪府個人情報保護審議会及び当該審査会等に諮問を行う実施機関が事務処理を行うべき日数を規定しています（努力義務規定）。  
　しかし、近年では、公開請求等の件数やそれに伴う審査請求の諮問件数の増加、対象文書に含まれる情報量の膨大化、非公開決定を行う際の慎重な判断など、これまで以上に時間を要する事案も多数発生する状況となっています。【別紙参照】  
　審査請求の手続は、迅速性が求められているため、速やかに答申等の手続を行わなければなりませんが、同時に、公正性を確保する観点からは丁寧に審議を行うことも求められています。  
　今般、条例の規定（努力義務規定）と実態との乖離が著しく、府民に混乱を招きかねない状況を鑑み、条例改正の検討を進めているところです。

　なお、改正の検討に当たっては、大阪府情報公開審査会及び大阪府個人情報保護審議会に新たに設置した検証部会において、審査請求事務のあり方等について分析・検証を行い、答申を得たところです。【別紙参照】  
　つきましては、「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、以下により府民の皆さまからのご意見、ご提言を募集します。

大阪府情報公開条例

|  |  |
| --- | --- |
| （答申等）  第29条　審査会は、第20条第１項（第22条の３において準用する場合を含む。）の規定による諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。  ２　（略）  ３　諮問実施機関又は諮問実施法人は、審査会が第１項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。  ４　諮問実施機関又は諮問実施法人は、審査請求があった日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。 |  |

大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例

|  |
| --- |
| （答申等）  第18条　審議会は、諮問があった日から60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。  ２　（略）  ３　諮問実施機関は、審議会が第１項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。  ４　諮問実施機関は、審査請求があった日から90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。 |

【別紙】

審査請求事務の現状

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | S59～H5 | R1～R3 |
| 情報公開請求 | 公開請求　　　　　 平均44件/年  諮問件数　　　　　 平均 3件/年  （諮問から答申まで平均79日） | 公開請求　　　 平均 1,901件/年  諮問件数　　　 平均 51件/年  （諮問から答申まで平均412日） |
|  | H8～H10 | R1～R3 |
| 個人情報開示等請求 | 個人情報開示等請求 平均24件/年  諮問件数　　　　　 平均 1件/年  （諮問から答申まで平均74日） | 個人情報開示等請求 平均1,339件/年  諮問件数　　　　 平均 8件/年  （諮問から答申まで平均364日） |

【参考】

「諮問から答申まで」の期間に係る条例の規定について

→訓示的規定を定めている都道府県　：なし

具体的に日数を定めている都道府県：３（60日）、１（90日）

条例改正する場合の案

１.「諮問から答申まで60日以内」について、諮問があれば迅速に答申する旨の訓示的規定に改めます。

２.「審査請求から裁決まで90日以内」について、１の見直しにより、審査請求から裁決までの各過程における事務処理を行うべき日数が、全体を通して訓示的規定となることに伴い、削除します。

検証部会における答申概要

　１．他府県における取組みを検証したところ、府においても迅速な処理に向けて必要な対策は一定行っていると認められるが、進捗管理の強化など、不断の事務改善に努めること。

２．審査請求の件数や審査に必要な手続を踏まえると、条例の規定は現状に合っていないと言わざるを得ない。短縮できる日数には限界があり、条例改正を検討する必要がある。ただし、迅速な事務処理の要求には変わりがないため、当該規定の削除や現状を追認するような長期の期間設定は適当ではなく、訓示的規定とすることが望ましい。

３．条例改正する場合、審査請求に要した期間を公表するなど透明化を確保すること。

条例改正に伴う措置

**訓示的規定に改正しても長期間の処理を容認するものではなく、引き続き事務改善に取り組み、審査請求に係る日数の短縮のため、以下の事務改善等に取り組みます。**

【具体的な事務改善】

・　審査請求案件をデータベース化し、定期的に処理状況を確認していくことで各部局の進捗管理を行います。

・　部局（処分庁・審査庁）における処理手順について、弁明書等の提出に関する期限設定や、具体的な審査請求事務に関するFAQを充実させマニュアルに追記します。

・　マニュアルの内容は、研修等で職員に周知し、迅速かつ適切な処理を促します。

・　事前の論点整理や複数案件の一括審議等を行い、迅速な答申作成に努めます。

　【事務処理の透明化の向上】

・　これまでも審査請求の処理件数は、条例の運用状況としてウェブページで公表しておりますが、これに加えて、処理日数の状況（例：100日～200日かかった案件は何件）や当該年度の特徴等を毎年度公表することで、具体的な事務処理状況を示します。